○鹿児島大学大学院共同獣医学研究科における学位授与に係る審査等に関する細則

平成30年４月２日

共獣研細則第１号

(趣旨)

第１条　この細則は、鹿児島大学大学院共同獣医学研究科における学位授与に係る審査等に関する規則(平成30年共獣研規則第８号。以下「規則」という。)第19条の規定に基づき、鹿児島大学大学院共同獣医学研究科(以下「本研究科」という。)における学位の授与に係る審査(以下「学位審査」という。)等に関し必要な事項を定める。

(学位審査の申請の承認)

第２条　主指導教員は、規則第２条第２項の承認に当たっては、あらかじめ副指導教員と十分に協議するものとする。

(優れた研究業績)

第３条　規則第３条第１項第２号の優れた研究業績は、学位論文の基礎となる学術論文のうち１編以上について、学問的な価値が高く、かつ、一流欧文誌に掲載された(掲載が許可されたことを含む。)こととする。

２　前項の一流欧文誌は、Journal Citation Reportsに掲載され、かつ、Medline(PubMed)、Web of Science(Science Citation Index Expanded又はSocial Sciences Citation Indexに限る)、Scopusのいずれかに収録されている学術雑誌で、在籍期間内(学位論文申請日まで)に公開されているJournal Citation Reports(Science Citation Index Expanded)ランキング表の2,000位以内にあるものとする。

(学術論文の要件)

第４条　規則第３条第２項の審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌は、次に掲げるとおりとする。

(1)　Medline(PubMed)、Web of Science(Science Citation Index Expanded又はSocial Sciences Citation Indexに限る)、Scopusのいずれかに収録されている学術雑誌

(2)　日本獣医師会雑誌

２　前項の規定にかかわらず、研究テーマの性質からその研究成果を前項各号以外の学術雑誌に投稿しなければならない場合は、あらかじめ教授会で審査の上、当該研究成果を投稿する者が学位を取得するまでの間、当該者に限り、当該学術雑誌を規則第３条第２項、第９条第２項及び第９条第３項第２号の審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌として認めることがある。

３　第１項第１号の学術雑誌は、英語のものに限るものとし、原則として紀要は認めない。

４　規則第３条第２項の学位論文の基礎となる学術論文のうち１編以上は、第１項第１号に該当するものでなければならない。

５　規則第３条第２項の学位論文の基礎となる学術論文には、入学日前の１年間において発表したものを含むことができるものとする。

６　規則第９条第２項の学位論文の基礎となる学術論文及びその他の学術論文のうち２編以上は、第１項第１号に該当するものでなければならない。

７　規則第９条第３項第２号の学位論文の基礎となる学術論文及びその他の学術論文のうち３編以上は、第１項第１号に該当するものでなければならない。

８　規則第３条第２項、第９条第２項及び第９条第３項第２号の学位論文の基礎となる学術論文のうち共著のものは、申請者以外の共著者が、いずれの大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にも学位論文として提出していないものでなければならない。

９　規則第３条第２項、第９条第２項及び第９条第３項第２号の学位論文の基礎となる学術論文は、原著論文として印刷公表したもの又はその予定であるものでなければならない。この場合において、印刷公表する予定であるものについては、その旨を証する掲載承諾書又は出版契約書を提出しなければならない。

（研究歴）

第５条　規則第９条第３項第１号の必要な研究歴は、次に掲げるとおりとする。

⑴　博士課程（修士課程として取り扱われる課程を除く。）を修了した者　２年

⑵　修士課程（博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程を含む。）を修了した者　５年

⑶　大学（修業年限が６年であるものに限る。）を卒業した者　５年

⑷　大学（修業年限が６年であるものを除く。）を卒業した者　７年

⑸　前各号以外の者　教授会において決定した年数

２　規則第９条第１項第２号に該当して学位審査を申請する者について、規則第10条の所定の期日において前項の研究歴を満たさない場合で、規則第12条の所定の期日において前項の研究歴を満たす場合は、規則第10条第６号の研究歴証明書及び規則第10条第７号の研究指導歴証明書を見込みとして提出することができる。この場合において、当該要件を満たしたことを証するため、規則第12条の所定の期日までに、当該書類を再度提出しなければならない。

（資格審査）

第６条　規則第４条及び第11条の資格審査委員会の委員は４名とし、教授会において選出する。ただし、規則第10条第８号の推薦状を作成した教員は、委員になることができない。

２　資格審査委員会の委員長は、委員のうち、関連分野に近い者をもって充てる。ただし、研究科長は委員長になることができない。

３　資格審査の合否の判定は、出席委員の３分の２以上の賛成によって決する。

４　規則第４条第３項及び第11条第２項の報告の様式は、別記様式第１号及び第２号のとおりとする。

（学位審査委員会）

第７条　規則第15条の学位審査委員会の審査委員は、鹿児島大学及び山口大学の教員のうち、本研究科を担当する資格を有するものの中から研究科長が選出する。

２　次の各号に掲げる者の学位審査における主査は、原則として、当該各号に定める者をもって充てる。

(1)　規則第３条第１項に該当する者　当該者の主指導教員以外の主指導教員資格を有する教員

(2)　規則第９条第１項第１号に該当する者　当該者の在学時において主指導教員であった者以外の主指導教員資格を有する教員

(3)　規則第９条第１項第２号に該当する者　規則第10条第８号の推薦状を作成した教員以外の主指導教員資格を有する教員

３　副査４人のうち少なくとも１人は、山口大学の教員とする。

(学位論文の審査、最終試験若しくは試験及び諮問並びに論文発表)

第８条　規則第16条第１項の公開の論文発表会は、原則として、主査が所属する大学において行うものとし、当該発表会の開催日の２週間前までに、申請者の氏名、論文題目並びに開催日時及び場所を鹿児島大学及び山口大学に公示するものとする。

２　研究科長は、学位審査の申請を受理したときは、速やかに、申請者の学位論文その他関係書類を、本研究科の担当教員が縦覧できるよう措置するものとする。

附　則

この細則は、平成30年４月２日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

附　則

この細則は、令和２年10月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和３年10月13日から施行する。

附　則

この細則は、令和７年４月１日から施行する。